

2. 森林・林業再生を巡る

国の制度改革の姿

森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

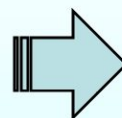
改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業者の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略
21の国家戦略プロジェクト

PDCAサイクルによる検証
改革内容の改善

・ 計画的な森林施業の定着
・ 集約化と路網整備の進展による低コスト作業システムの確立



持続的な森林経営の確立
国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

現 状

- 施業放棄森林の増加
- 形骸化している森林計画制度
- 計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
- 丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
- 計画的な人材育成策の欠如

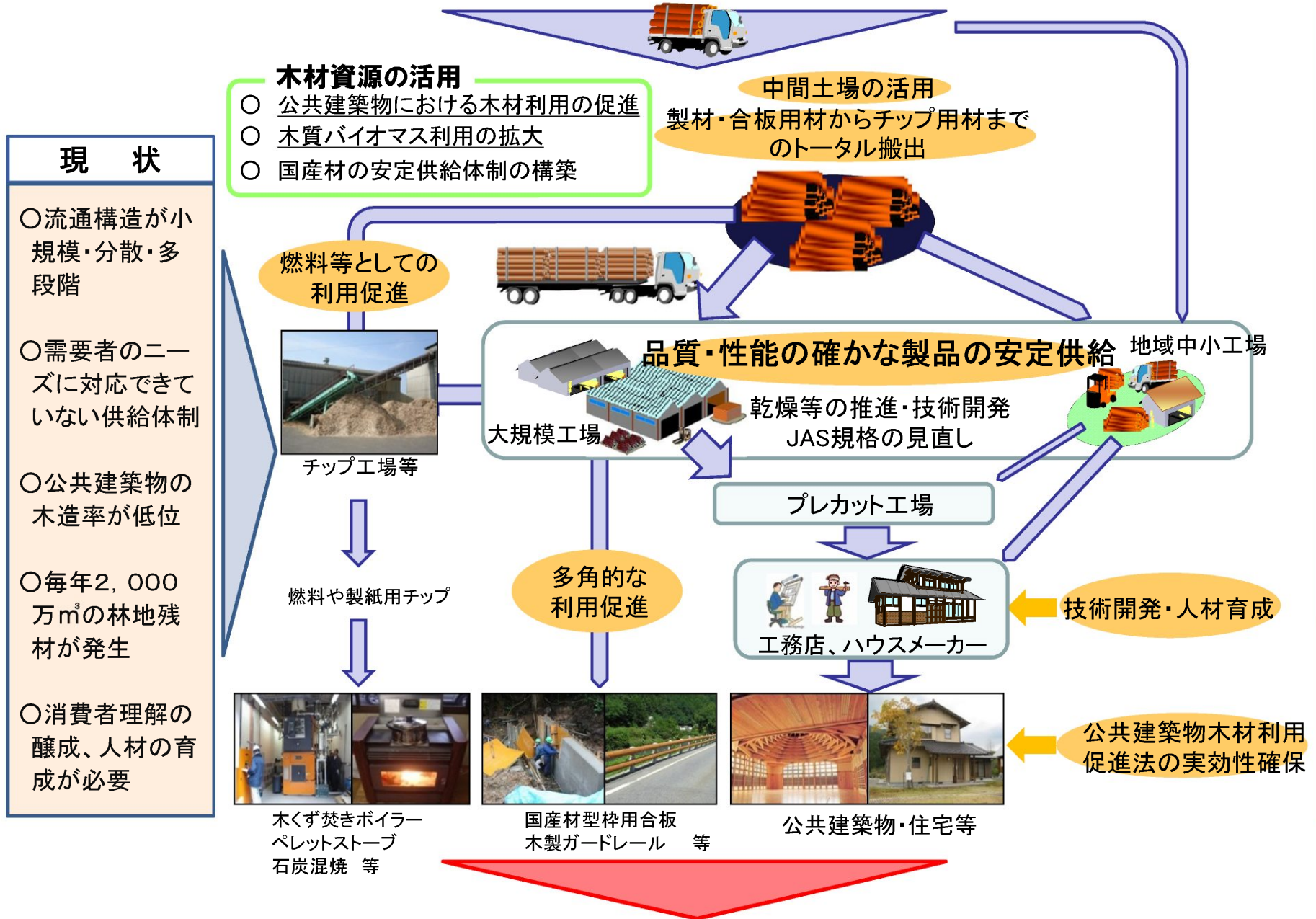
森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保
- 森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進

路網整備・人材育成

- 丈夫で簡易な路網整備の加速化
- フォレスターなど必要な人材の育成
- 担い手となる林業事業体の育成





10年後の姿

木材自給率50%以上

中山間地域での雇用拡大・経済活性化、
森林の多面的機能の発揮、持続的な森林経営の確立

国の制度を進める上での課題

◆本府における国の制度推進上の課題

- 新たな「森林経営計画」制度は、人工林が主体
 - 天然林整備を補完する必要あり
 - 小規模森林所有者が多く、計画作成に向け地域の合意形成が必要
- 所有者に代わって施業できる間伐対象森林は人工林が主体
 - 天然林整備の位置付けが必要
- 生産・流通体制の整備は大規模な工場等が中心
 - 府内の実状を踏まえた生産・流通体制の構築が必要

3. 新たな森林保全システムの 論点について(案)

■ 新たな森林保全システムの論点の整理(タタキ台)

- 施業同意が得にくい森林の新たな整備手法の検討
- 集約化等に向けた地域の合意形成手法の検討
- 森づくりを担う人材の確保に向けた対策の検討
- 地域における木材を利用したビジネスモデルの検討
- 開発規制のかからない森林の開発に対する対策の
検討

第 73 回大阪府森林審議会 「意見」に対する「府の考え方」

◆ 議事における委員意見

【議事 3 森林機能再生重点地域の整備方針について】

《カシノナガキクイムシ被害対策について》

○スギ、ヒノキ、竹林の放置は、森林の木材生産機能や防災機能を低下させる。これらを対象とした森林整備は重要な取り組みであるが、昨今、ナラ枯病が蔓延し、森林機能の低下が懸念される。今後は、ナラ枯れを対象とした森林機能再生重点地域の整備方針に整備方針を加えるべきではないか。

→この整備方針（案）は人工林中心の計画であるが、前回の森林審で諮問した「新た森林保全システムの構築」は、人工林はもちろん広葉樹も広く含めた保全をご検討いただきたいと考えている。
→ナラ枯れについても、今は緊急措置で駆除しているが、システム化の検討の中で委員会とともに考えていきたい。

《ボランティアによる森林整備のPRについて》

○森林機能再生重点地域の整備は、3年間継続実施し、一定の成果が上がっていると思う。整備方針では、公的事業のみならず、ボランティアによる間伐を行うようである。こういった事業が進められていることをもっと府民に知ってもらい、理解してもらい、より事業がスムーズに進むのではないかと。広報がどう進められているのか、また、今後どうしていこうと考えているのか。

→みどり室や事務所のホームページで広報している。確かに事業紹介は実施しているが、発信の仕方を工夫が弱いと考えているので、ご指摘を踏まえて広くPRしていきたい。
→また、事業推進には、森林所有者理解が重要。「森林組合通信」等で森林所有者への働きかけをしている。
→また、ボランティア活動については、11月が「山に親しむ推進月間」でもあり、市町村やボランティアを中心に各地域でボランティア活動の間伐体験等を実施している。これらの活動も放置森林対策の一環であり、今後も工夫しながらホームページ等でアピールしていきたい。

【委員提案】

○例えば、森林GISを使うと、間伐の推進により森林がきれいになったことが図面で分かりやすく表示出来るなど、技術が進んでいる。今後、ホームページ等でのPRには、効果が分かりやすい広報手法を考えてもらいたい。

→GISの活用については、環境農林水産総合研究所等で研究しており、今後、相談・連携して、考えられる部分は考えていきたい。

《間伐材の搬出について》

○放置森林整備は、二酸化炭素の吸収や防災対策にもなるため賛成である。事務局説明では、路網周辺の間伐材について搬出することであるが、それ以外はどうするのか。また、間伐材で搬出される材は何%か。目標値はあるのか。

- 間伐材搬出は、林業機械が入る作業道周辺が中心。地形的条件が千差万別なので、何%の搬出かを把握するのは、現状では困難。
- 国は、森林林業再生プランで、10年後、木材自給率50%を目標にしているが、今のところ府では、間伐材搬出目標は定めていない。
- 府では概ね、10%程度が搬出されている。森林機能再生重点地域の整備計画のとおり、作業道開設が重要な課題。今後、作業道を開設し、条件を整え搬出率の向上に向けて取り組んでいきたい。
- （全国の傾向としては、）間伐材搬出率は、全国的に見ると2割弱。近畿中国森林管理局管内では、列状間伐を主体に実施しているが、25%程度。地形条件や路網未整備の場所では価値のある材のみ搬出。そこを何とかしないと、50%は達成できないと考える。

《作業道について》

○国の再生プランでは間伐搬出を推進しており、10トントラックが通れる路網を提案しているが、大阪の急傾斜地では3m以上の道を作れば必ず崩壊が生じる。如何に低コストの搬出方法を実施するのかを我々も考えないといけない。

○今の材価では自力で道をつけて搬出するのは不可能。路網に対して府の応援がないと材の搬出はできない。府、委員にこの問題を検討してもらうことが重要である。

- 大阪では、国の示すような高規格な路網は、簡単に整備できないと考えているが、今後研究してまいりたい。

《森林整備を通じた温暖化防止について》

○間伐による健全な林業経営については地球温暖化防止の吸収源としてカウントできる。間伐行為に価値をつけることは非常に大切である。森林を吸収源として着目するような府の方針はあるのか。

○また、府内の材だから、それを府内で使っていくことを推進する計画があるのか。

- 二酸化炭素吸収に着目した取組み、「カーボンオフセット」に関する環境省補助事業があり、現在府では、大阪府森林組合と協力し、その導入に向けて研究しているところ。
- 現在府では、公共建築物の木材利用について、「公共建築物における木材の促進に関する基本方針」の検討作業を開始している。

◆意見交換における意見

「建材流通から見た木材流通の現状と課題」

㈱紅中 代表取締役社長 中村暢秀氏

■話題提供概要

◆ビルダー業界の現状

- 断熱材の供給が滞っているため、パニック状態になっている。供給遅滞の原因は、エコポイント・長期優良住宅の制度により、次世代省エネ基準のクリアーが厳しく求められるため、断熱材（グラスウール）が市場から消えてしまったことである。大手の住宅会社やメーカーと直取引の業者には供給されるが、市場経路での流通は全くない状況。
- これは、一般の工務店が、今まで断熱材を使っていなかったことを意味。

◆日本の常識は世界の非常識

- 建築業界、木材業界は非常識の最たるもの。大手ハウスメーカー、パワービルダー、堅実に地域に根を張っている小規模工務店は残っていくだろうが、小規模工務店は、廃業・下請け・リフォーム専業となっていくだろう。
- リフォーム分野では設備業界が強い。設備業者が受注して工務店は下請けになっている。このため、業界地図が変わりつつあり、今後も工務店は減っていくと考える。
- 木材業界も改革しないと、もっと悲惨なことになる。全く木材が売れなくなりつつある。

◆最近の木材、特に構造材の流れ

- かつては、（資料4裏面）の黒い矢印の経路で流通していた。材木の品質が悪くても工務店が上手に使いこなしたため、川上業者は品質管理に熱心ではなかった。
- しかし、今は、森林所有者から製材工場を経てプレカット工場に行く。プレカット工場は、ハウスメーカー・ハウズビルダーに製品を流していくため、品質管理不足の「製品」は「商品」にならなくなっている。このことを、特に製材工場は真剣に考えるべき。

◆品質管理意識の欠如

- 製材工場等は、品質管理の意識が欠如している。JAS認定は、メリットがないと主張し、認定をなかなか取らない。また、材木の乾燥は難しく、コストがかかる割には、高く買ってくれないので、乾燥に熱心になれない。
- 「商品」を流すのが流通業者。「作品」を流されてもどうしようもない。流通では、一定の品質のものが安定供給されないとダメである。日本の国産材業界はほとんどその意識がないのが大きな問題である。
- 川下の業者や消費者が何を求めているのか？自分の商品がなぜ売れないのか？といった問題意識が欠如。
- 品質管理の意識が上がるよう、行政や先生方の指導が欲しいし、消費者への普及啓発も必要だ。

◆地域材振興促進策について

- 府内産を使えということが言われているが、府内でなくても国産であれば良いので、品質を管理

したものを使わせて欲しい。また、本当に供給されるのかチェックして欲しい。

■意見交換・質疑応答

Q：JASや森林認証がついている材は、市場での価値が認められているのか。

A：○価値は認められているが、値段は上がっていない。JASや森林認証がついている材を使って欲しいという声は上がっているが、残念ながらJAS工場はまだ少ない。行政も委員も、JAS商品を使うように言って欲しい。

Q：○我が地域では、森林組合が道をつけて材を搬出している。そういった材には、バーコードを貼って産地証明をしている。

○スギは乾燥が非常に難しいが、葉枯し乾燥で構造材にも使えるようにしている。それを直接、組合で製材して工務店に販売している。ただし、森林組合は所帯が小さいので厳しい状況。

○このため、製材所と連携し、一定量を確保するように努力しているが、急な大量注文があると大変厳しい。林家は、3ヶ月程度で供給しているが、必要なときは事前に予約してもらえばありがたい。

○木材を扱う公共事業も、時間的な余裕をもらわないと乾燥材の場合、供給は難しい。

○また、国産材が多く出ると価格をいかに維持するかが課題。価格が崩壊すると山がもたない。森林組合は必ず品質管理し、何かあれば責任を取ることを基本としている。

A：○品質管理という意識を持っている人は非常に少ない。公共においても、年度内につくれというやり方をすると絶対に供給できない。2年越しくらいでやってもらわないと、いいかげんなものが続出する。これは、ぜひお願いしたい。

○また、川上と川下の情報交流が全くなく、製材所は丸太を柱にしたらおしまいで、川下が何を求めているかが伝わっていないのは大きな問題だ。

○住宅業者の質も問題。先行発注という意識はなく、すぐ持って来いと言われる。住宅業者の体質は随分変わってきたが、一般工務店はまだそういうところが多い。柱に固執したら、ますます厳しくなると思う。

○横架材につかえるものを出していかないといけない。柱にこだわると欧州材には勝てない。

Q：○今の住宅は、二間続きの座敷や無垢の天井材や、床の松の縁甲板などは一切ない。

○一般的な住宅で木を使うのは、フローリングと見えない所。フローリングは主にナラ材で、それも外材（ロシアや中国のナラ等）である。

○国産材で使うのは、ヒノキの柱と構造の補助としてのスギ材で、横架材もほとんど外材であるが、この現状についてどう考えるのか。

A：きちんと乾燥すればあらゆるところに国産材は使えるが、業者が努力していない。

Q : ○一度、建築の際、顧客の要望で、構造を全部スギで施工した経緯があるが、乾燥が不十分なため不具合があったりと、なかなか困難。

○木材自給率50%というのは今の状態では不可能だと思う。日本の人工林はスギが主であるが、スギを使うところがあまりない。

○ある大手は、柱に積層材を使っているが、これは接着剤を用いるため、環境の面からあまり使いたくない。将来、木造住宅のリサイクルを考えると、無垢材は、チップに使えるが、積層材は燃やすしかない。

○そういう意味で、間伐材の使い方については、建築分野以外の専門家も入れた検討が必要と考える。

○東京都の「都民の森」では、歩道にチップを敷いており歩きやすかった。交通の激しくないところでは、砂利ではなく、現地の木材チップを敷くなどしてはどうか。

A : ○良い使い方だが、コスト的に合わない。

○間伐材は、柱として使わないと、経営が成り立たない。

○フローリングについても、スギの30ミリの厚材などもPRして使って欲しい。

○各委員へのお願いは、乾燥技術の研究をして欲しいことである。

○現在、高温乾燥が広まっているが、それでは強度が低下するため、温度調節しながら何とかやっている乾燥場がほとんど。横架材、天井の屋根材の下などは、スギが有効だと思う。

Q : 最近、集成材が脚光を浴びているが、耐用年数は接着剤に左右されるのか。また、品質保証の要件は何か。

A : ○耐用年数は、接着剤次第。集成材は家を買ったときに品質のピークえあり、徐々に劣化する。無垢材は、使うほどにだんだん良くなっていく。

○品質保証の要件は、「乾燥度合い」と「品質の強度」である。

【まとめ】

- ①大阪府でも建築物や治山ダム等に間伐材を使用しているが、木材の需要を喚起するためには、住宅での使用を促進することが必要
- ②その際、乾燥度合いや強度などの品質管理をきっちりしながら使っていくのが重要。そのためには、生産者、ユーザーなど関係する方々が木材に眼を向けて取り組む必要がある。
- ③大阪府では、本日のお話を参考に研究し、少しでも山から木が出て行くように取組んでまいりたい。

大阪府森林審議会 予定スケジュール

◆平成22年度

◎平成22年9月14日(火) 第72回 森林審議会

【諮問】

- ・新たな森林保全システムの構築について

◎平成22年11月26日(金) 第73回 森林審議会

- ・会長、会長代行、部会長、部会委員選任
- ・大阪府地域森林計画の変更について

○平成22年12月17日(金) 第1回 森林保全整備部会

- ・新たな森林保全システム化の検討
【テーマ：新たなシステムの論点整理】

○平成23年2月下旬頃 第2回 森林保全整備部会

- ・新たな森林保全システム化の検討
【テーマ：新たな制度の展開イメージ】

○平成23年3月頃 第3回 森林保全整備部会

- ・新たな森林保全システム化の検討
【テーマ：新たな制度の展開イメージ】

◆平成23年度

◎平成23年4月頃 第4回 森林保全整備部会

- ・新たな森林保全のシステム化の検討
【テーマ：新たな制度の骨格（案）について】
- ・中間とりまとめ（案）の検討

◎平成23年5月頃 第74回 森林審議会

- ・中間取りまとめ報告

○平成23年6月頃 第5回 森林保全整備部会

- ・新たな森林保全システム化の検討
【テーマ：新たな制度の具体的内容検討】

■パブリックコメント（6月～7月）

○平成23年8月頃 第6回 森林保全整備部会

- ・最終答申（案）の検討

◎平成23年8月頃 第75回 森林審議会

- ・最終報告（答申）

※平成23年度 条例（案）等制度化を検討